

第三次

甲府市環境基本計画
(素案)

令和5年3月

甲府市

(表紙裏)

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の役割と位置づけ	2
4 計画の主体と役割	3
5 環境基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）	4
6 計画の対象地域と期間	5
第2章 甲府市の環境を取り巻く現状と課題	6
1 世界の情勢・国内外の動向	6
2 本市における環境の現状	8
3 市民・事業者アンケートの結果	9
4 本市の課題	10
第3章 目指すべき環境像と基本目標	12
1 目指すべき環境像	12
2 基本目標・施策の体系	14
第4章 施策の推進	24
基本目標1 自然と共生するまち	24
基本目標2 安心して快適に暮らせるまち	28
基本目標3 持続可能な脱炭素社会を目指すまち	32
基本目標4 積極的に資源循環を推進するまち	36
基本目標5 地域の未来のために協働するまち	40
第5章 計画の推進	43
1 計画の推進体制	43
2 計画の進行管理	44
3 数値目標による評価	45

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、「甲府市環境基本条例」（以下「条例」という。）に基づき、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを次世代に引き継ぐため、2003（H15）年3月に「甲府市環境基本計画」を、2013（H25）年3月には多様化、複雑化する環境問題や社会情勢の変化に対応するため「第二次甲府市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、市民・事業者との連携・協力のもと、環境保全の取組や事業を推進してきました。

前計画策定以降、国際的な動向として、国連サミットでの持続可能な開発目標（SDGs）の採択や地球温暖化対策の新たな枠組みとなるパリ協定の採択、国内の動向として、第五次環境基本計画では持続可能な循環共生型社会の実現が掲げられたほか、2050（R32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル宣言」がされるなど、国内外の環境に関する潮流や社会情勢の変化により、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした中、前計画の計画期間が2022（R4）年度で満了となることから、本市の環境の現状、国内外の動向や前計画からの継続的な取組などを踏まえ、今後10年間の本市の環境保全における基本方針を定める「第三次甲府市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の目的

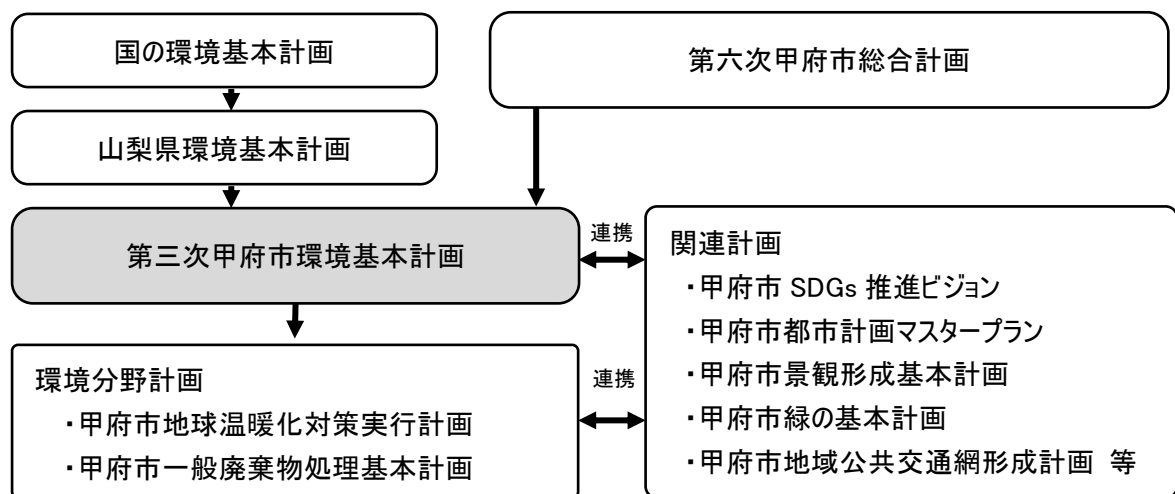
本計画は条例第3条に掲げられている基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的、計画的に施策を推進し、安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の確保に寄与することを目的としています。

また、市民・事業者・市それぞれが主体的、積極的に取り組むとともに連携・協力し、環境の保全と創造に取り組んでいくための指針となります。

3 計画の役割と位置づけ

本計画は、条例第8条に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定し、本市における環境施策を推進する上で最も基本となる計画です。

国や県の環境基本計画と整合性を図るとともに、市政運営の指針として策定された第六次甲府市総合計画の環境施策を実現するため、環境分野計画、関連計画と連携、整合性を図りながら総合的・横断的に取組を推進します。



4 計画の主体と役割

本計画を実施する主体は、市民・事業者・市であり、目指すべき環境像や基本目標の実現に向けて三者が連携・協働して取り組み、効果的に推進する必要があります。

なお、条例第4条から第6条には、環境の保全及び創造について市民・事業者・市の責務が明記されており、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。

市民 の 役割	<p>■環境に対する理解を深める 環境を保全していくため、一人ひとりが環境への関心と理解を深め、自ら率先して良好な環境を保全する行動に努めます。</p> <p>■環境にやさしいライフスタイルへ転換する 省エネやごみ減量化など、日常生活において環境への負荷の少ない循環型ライフスタイルへの転換に努めます。</p> <p>■環境保全活動への積極的な参加 市が実施する環境施策への参加を始め、家庭や職場、地域等における環境保全活動への自主的、積極的な協力・参加に努めます。</p>
事業者 の 役割	<p>■環境関連法令の遵守 事業活動が環境に与える影響を認識し、環境関連法令に基づく基準・規制等を遵守するとともに、環境保全に必要な措置を講じます。</p> <p>■事業活動に伴う環境負荷の低減 環境に配慮したサプライチェーンを構築することで、環境負荷の低減や環境の保全に努めます。</p> <p>■環境保全活動の積極的な実施 地域等における環境保全活動に協力するとともに、環境の保全に関する活動を積極的に推進します。</p>
市の 役割	<p>■地域の特性を活かした施策の推進 市民や事業者、国、山梨県等と連携しながら、地域の特性を活かした施策を計画的に推進します。</p> <p>■環境保全活動への支援 環境への理解、意識の醸成を図るため、環境に関する情報発信や啓発活動、環境保全活動への支援を推進します。</p> <p>■環境負荷低減への取組 事務事業を実施するにあたり、積極的に環境に配慮します。</p> <p>■法令・規制に基づく指導 所管する環境関連法令に基づき、事業者に対して指導を行います。</p>

5 環境基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals）は2015（H27）年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された世界共通の目標です。

2030（R12）年までに達成すべき17の目標と、それに紐づけられた169のターゲットで構成されており「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として示されています。

SDGsの掲げる目標には、目標13の「気候変動に具体的な対策を」、目標14の「海の豊かさを守ろう」、目標15の「陸の豊かさを守ろう」など、さまざまな環境問題の解決に寄与する目標が多数掲げられています。

本計画はSDGs及びパリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画であり、SDGsの基本理念や考え方を積極的に取り入れるとともに、環境施策を推進することで、SDGsの目標達成に向けて貢献します。



6 計画の対象地域と期間

(1) 対象地域

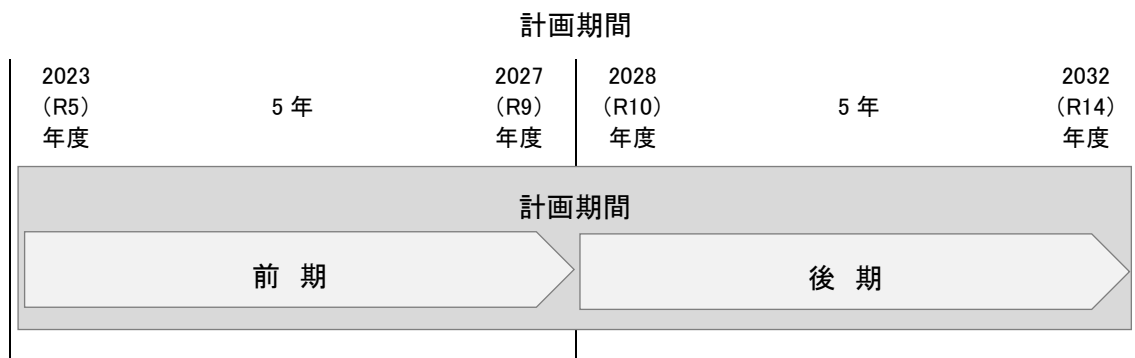
本計画の対象地域は、市内全域とします。

なお、市域を超えて広域的な対応が必要な場合は、地域循環共生圏の考え方を踏まえ、「やまなし県央連携中枢都市圏」をはじめ、国や県などと連携・協力し、取組を推進します。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、SDGsの目標達成年度である2030（R12）年を超え、その目標達成状況等を評価・検証し、新たな計画策定に取り組むため、2023（R5）年度から2032（R14）年度までの10年間とします。

なお、本計画の施策・事業の進捗状況や環境施策・地球温暖化対策等に関する国内外の動向等を踏まえ、概ね5年を目処に「中間見直し」を行い、必要に応じて目標値の変更等を行います。また、社会情勢の変化等により必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。



第2章 甲府市の環境を取り巻く現状と課題

1 世界の情勢・国内外の動向

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）

2015（H27）年9月に国連サミットで採択されたSDGsは、2030（R12）年までに誰一人取り残されない「持続可能な社会」の実現を目指しており、17のゴールのうち、少なくとも13のゴールが直接的に環境に関連するものです。また、残り4つのゴールも間接的ではあるものの環境に関連するものです。

本市においては2022（R4）年3月に「甲府市SDGs推進ビジョン」を策定し、2030（R12）年に向けて経済・社会・環境の調和を目指し、SDGsが社会やビジネスなどの経済活動に組み込まれ、持続可能な地域づくりを目指す「経済社会のリデザイン（再設計）」に取り組むこととしています。

（※詳細は資料編10～11頁参照）

(2) 環境に関わる国の動向

2018（H30）年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方が新たに提唱され、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくこととしています。

本市においても、本市の豊かな自然について環境保全とのバランスをとりながら、地域の資源を持続可能な形で賢く活用していくことが必要です。

（※詳細は資料編12頁参照）

(3) 気候変動とカーボンニュートラル

2018（H30）年10月に発表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」では、気温上昇を約1.5℃に抑えるためには、2030（R12）年までに2010（H22）年比で世界全体のCO2排出量を約45%削減することが必要という知見が示され、世界各国で温室効果ガス排出量を減らす取組が進められています。

日本でも政府が2020（R2）年10月に「2050（R32）年までに、温室効果ガス排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すこと」を宣言しました。

本市においては2021（R3）年2月に、全国初となる山梨県及び県内全市町村共同による、『やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言』を表明し、県下一丸となって地球温暖化対策の取組を推進しています。

（※詳細は資料編9、13～15頁参照）

(4) 循環型社会の形成

プラスチックは、現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみの増加やマイクロプラスチックによる海洋汚染が深刻化しています。また、気候変動問題や資源の枯渇など、様々な環境問題と密接に関係している従来型のリニアエコノミー（線型経済）から、資源を循環させるサーキュラーエコノミー（循環経済）へ移行を目指すことが世界の潮流となっています。

本市においても「甲府市一般廃棄物処理基本計画」において、国が推進する「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」の中でも最も重要であるリデュース（発生抑制）に重きを置き、持続可能な循環型社会の構築に取り組むことを目指し、ごみの発生抑制、資源リサイクルの促進、広域処理による効率的かつ安全・安心なごみ処理等を推進しています。

また、2019（R1）年5月に策定された国の「プラスチック資源循環戦略」では、3Rにリニューアブル（再生可能資源への代替）を加えた、「3R+Renewable」を基本原則として、プラスチック製品等の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体が資源循環に取り組むこととされています。

（※詳細は資料編 16 頁参照）

(5) 環境に関わる山梨県の動向

山梨県では、2004（H16）年4月に環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行するとともに、山梨県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「山梨県環境基本計画」を策定しました。なお、2014（H26）年3月に計画期間満了に伴い新たに策定された「第2次山梨県環境基本計画」では「物質循環」「生活環境」「自然環境」「地球環境」の4つの分野で施策を展開しています。

2016（H28）年3月に策定された「やまなしエネルギービジョン」では、日照時間の長さ、豊富な水、森林資源等の強みを生かしたクリーンエネルギー等の活用や、環境に優しく災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入促進等によるエネルギー供給力の充実を図るという方針が示されています。

水素エネルギーに関しては、2018（H30）年3月に「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」が策定され、米倉山太陽光発電所における水素電力貯蔵装置の実証試験や山梨大学水素・燃料電池ナノ材料研究センターへの支援等の水素社会実現に向けた積極的な取組が行われおり、山梨県と民間企業が共同でCO2フリーの水素エネルギー社会構築を目指す「Power to Gas（P2G）システム」の開発や社会実装を進めています。

（※詳細は資料編 17～19 頁参照）

2 本市における環境の現状

(1) 環境の状況

本市では、大気・水質及び騒音等に関わる環境基準の達成状況は、近年高水準で推移しており、大気等の状況は概ね良好です。

これは、法令に基づく排出規制を始め、環境中に排出された化学物質や廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出された化学物質を集計・公表する仕組みである PRTR 制度が整備されたことにより、発生源における公害防止設備の設置や化学物質の自主的削減の取組が行われているためです。

また、本市は 2019 (H31) 年 4 月 1 日に中核市へ移行し、大気汚染や廃棄物処理などの環境保全に関する業務が山梨県から移譲されるなど、環境政策に対する責務が大きくなっています。

農業分野においては、特徴的な農作物が作られています。田畑や森林の面積は減少傾向となっています。

(※詳細は資料編 23～28 頁参照)

(2) 前計画の振り返り

前計画における取組方針の進捗状況は、概ね目標値を達成しています。ただし、一部の項目では目標値を下回っています。

また、近年は新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、環境教育やイベントなど、各種活動の機会が制限されています。

(※詳細は資料編 69～70 頁参照)

(3) 地球温暖化対策に向けた取組

本市では「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づいて、太陽光や小水力などの地域特性に即した再生可能エネルギーの導入促進や、市民・事業者・NPO・大学等との協働による取組の推進、各種イベントや環境教育の実施、クリーンエネルギー機器やクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図る補助・助成など、地球温暖化対策に関する施策を計画的に推進してきました。

取組の成果として、市全体で排出されている温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。

(※詳細は資料編 27 頁参照)

3 市民・事業者アンケートの結果

(1) 環境への関心や取組

市民の環境問題への関心については、「非常に関心がある」「関心がある」という回答を合わせると7割強が関心を持っている結果となっています。また、事業者の環境問題への関心についても、「非常に関心がある」「関心がある」という回答を合わせると7割弱となっており、市民と同様高い結果となっています。

居住地区の環境の変化について、良くなったとする回答の割合が最も高くなったのは「ゴミ出し、分別のマナー」となっています。また、環境に関する普段の取組について尋ねた設問では、「ポイ捨てをしない、外出時ゴミを持ち帰る」や「ごみの分別・リサイクルに取り組んでいる」の回答割合が高くなっており、ごみ問題への意識が高まっています。

事業者が環境活動を進めるにあたり、本市に望むことは「環境活動推進に対する融資や助成制度」が最も高く、次いで「環境活動の実施に対する優遇措置」、「ホームページや広報誌等での環境情報提供の充実」となっています。

(※詳細は資料編 33、36、54、57 頁参照)

(2) 甲府市のあるべき姿

本市の環境の将来あるべき姿について市民に尋ねたところ、「自然や緑が豊かなまち」が最も高く、次いで「公害などがなく、良好な生活環境が整ったまち」となっています。また、今後本市が重点的・優先的に取り組むべき環境施策を尋ねたところ、「ごみ減量化・再資源化・食品ロス削減への支援」や「水環境の保全」、「ごみの不法投棄・ポイ捨て対策」の割合が高くなっており、ごみ問題や生活環境に関する意識が高くなっています。

一方、本市の環境の将来あるべき姿について、事業者でも「自然や緑が豊かなまち」が最も高く、次いで「公害などがなく、良好な生活環境が整ったまち」となっており、市民と同様の結果となっています。また、今後本市が重点的・優先的に取り組むべき環境施策を尋ねたところ、「緑化・森林整備の推進」が最も高く、次いで「ごみ減量化・再資源化・食品ロス削減への支援」、「ごみの不法投棄・ポイ捨て対策」と続いています。

(※詳細は資料編 39、57 頁参照)

4 本市の課題

国内外の動向や本市の現状、これまでの取組状況等を踏まえて、本市の課題を次のとおり整理します。

① 国内外の動向

【低炭素から脱炭素へのシフト】

- ・カーボンニュートラルの実現に向けて地球温暖化対策の取組を強化していくことが必要です。

【地域循環共生圏の実現】

- ・環境保全とのバランスをとりながら地域の資源を持続可能な形で賢く活用することが必要です。

【SDGs の推進】

- ・SDGs の達成に向けた環境・社会・経済の統合的向上への国際的な取組を推進することが必要です。
- ・持続可能な社会をパートナーシップによって実現するため、市民・事業者等の連携による環境活動を一層の推進が必要です。

② 本市における環境の現状

【自然の保全・活用】

- ・貴重な財産である豊かな自然や多様性に満ちた生態系を保全していくことが必要です。

【温室効果ガスの削減】

- ・市全体で排出されている年間約 102 万 t（2018（H30）年度排出量）の温室効果ガスの削減（実質ゼロ）に向けて取組を強化していくことが必要です。

【ごみ排出量削減・リサイクルの推進】

- ・市民や事業者が排出するごみの減量や資源化率の向上に取り組むことが必要です。

③ 前計画の進捗状況

【環境施策の推進】

- ・環境保全や普及・啓発等の施策を引き続き推進するとともに、前計画で目標値を下回っていた項目の見直し・改善を図っていくことが必要です。
- ・大気汚染、水質汚濁、騒音等の防止について、引き続き積極的に取り組み、快適な環境を維持していくことが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染拡大等の影響により教育や活動の機会が制限されているため、感染対策等に配慮した取組の実施や、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した取組を検討していくことが必要です。

④ 市民・事業者アンケート結果

【将来あるべき姿】

- ・本市の環境の将来あるべき姿について「自然や緑が豊かなまち」や「公害などがなく、良好な生活環境が整ったまち」の回答が多いため、豊かな自然を活用した暮らしやすいまちづくりを目指していくことが必要です。

【市民・事業者と協働による推進】

- ・重点的・優先的に取り組むべき環境施策について、ごみの減量化や食品ロス削減、緑化・森林整備の推進等の回答が多いため、市民や事業者が積極的に環境活動に取り組めるよう支援していくことが必要です。

【本市の課題】

〔自然共生〕

国の「第五次環境基本計画」で提唱されている「地域循環共生圏」の実現に向けた取組として、本市は中核市でありながら森林や田畑が多くあることから、豊かな自然や水環境、生物多様性の保全に取り組む必要があります。

〔快適環境〕

本市の 대기・水質等については、概ね環境基準を満たしています。引き続き良好な生活環境を維持していくため、 대기・水質等の保全に取り組み、環境基準の達成状況を維持していく必要があります。

〔脱炭素〕

気候変動に関する国際的な動向や国のカーボンニュートラル宣言等を踏まえて、本市においてもゼロカーボンシティの実現に向けた取組を強化していく必要があります。

〔資源循環〕

市民 1 人あたりのごみ排出量や資源化率は横ばいで推移しており、また、新たなプラスチックごみ問題等に対応していく必要があることから、ごみ減量化・再資源化・食品ロス等の削減を推進していく必要があります。

〔協働〕

SDGs の達成に向けた環境・経済・社会の統合的な取組等を踏まえて、市民・事業者・市の連携による環境活動を一層活性化していく必要があります。

第3章 目指すべき環境像と基本目標

1 目指すべき環境像

人と自然が調和するまち甲府 ～循環共生型社会の実現～

前計画では、「恵まれた動植物の宝庫ある自然を守り、潤いある憩いのまちとして、現在及び将来世代にわたり、人々がやすらぎの中で生活がおくれる甲府市」を目指すため、目指すべき環境像を本市の歴史の象徴である「風・林・火・山」になぞらえて、『さわやかな風 鳥さえずる林 まちの灯 見おろす山々 明日に伝え ともに生きるまち 甲府』と定め、その実現に向けて取組を推進してきました。

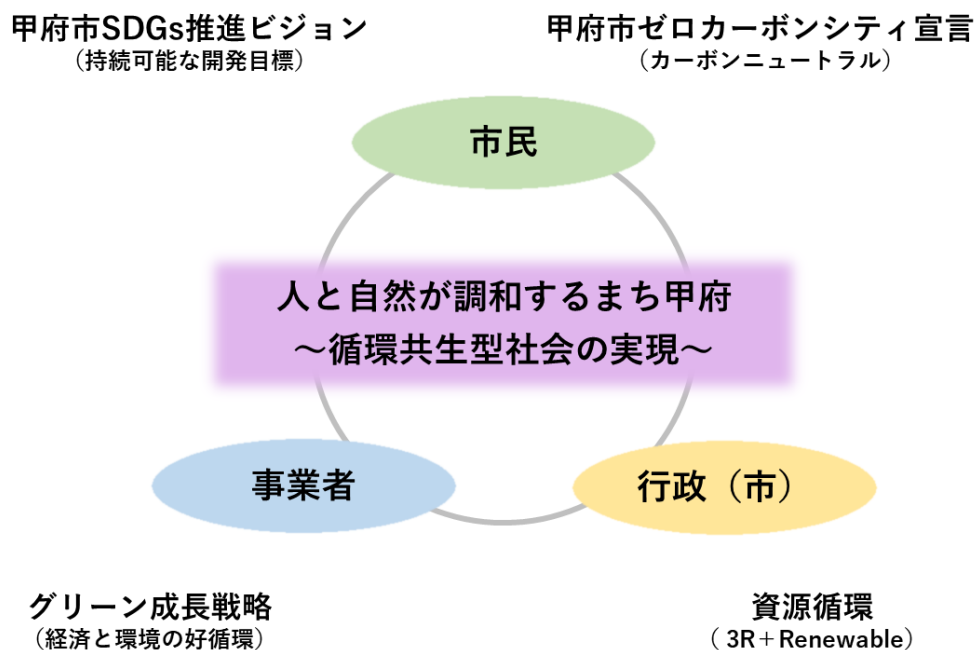
前計画策定後の社会情勢の変化をみると、2015（H27）年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標であるSDGsでは、地球規模の取組として持続可能な開発目標を実施するための行動を起こす必要があり、それらの目標を環境・社会・経済の3側面が連動しながらパートナーシップで推進することが求められています。また、国の「第五次環境基本計画」においても、SDGsの考え方も活用し、環境保全と地域の資源を持続可能な形で賢く活用することのバランスをとりながら、持続可能な社会の実現に向けて循環共生型社会の構築を目指すことが定められました。本市においても2022（R4）年3月に策定した「甲府市SDGs推進ビジョン」で「脱炭素社会への移行」「循環経済への移行」「分散型社会への移行」に向け、市民の活動と環境が調和し、一人ひとりがライフスタイルを変革できる社会にリデザイン（再設計）していくこととしています。

また、気候変動問題やプラスチックごみ問題等に対する危機感が世界的に高まっており、国際的な潮流として温暖化対策や社会構造の考え方を大きく転換する必要性に迫られています。国では2020（R2）年10月にカーボンニュートラル宣言を行い、本市においても、2021（R3）年2月に山梨県と県内全市町村とともにゼロカーボンシティを目指すことを表明し、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの活用やごみの削減・資源化等に一層注力していく必要があります。

本市の地域特性をみると、中核市でありながら森林面積が64%を占め、豊かな自然を有しており、昇仙峡や武田氏館跡周辺など、市内各地に原生林や希少植物等が生息しているほか、2019（R1）年度には金峰山などの山々が「甲武信ユネスコエコパーク」に認定されるなど、生態系の保全と持続可能な利活用が期待されています。一方で、山梨県における重要な都市機能と交通拠点の役割を担っており、将来的にはリニア中央新幹線が開通するなど、更なる産業の活性化と暮らしやすさの向上が期待されています。また、市内の事業者や団体では、SDGsや脱炭素に高い関心を持ち、積極的な取組が行われ、大学や山梨県企業局、民間企業等では、官民連携により、水素等を含む次世代エネルギーの研究、開発が

進んでいることも本市の重要なポテンシャルであると言えます。このように、豊かな自然と多様な都市機能の両面を有している本市の強みを生かしつつ、今後は都市部と農山村部が共生しながら、クリーンエネルギーの普及促進による未来に向けた環境都市を、様々な主体が一丸となって創造していくべきであると考えます。

これらのことから、本計画では、前計画の目指すべき環境像の主旨を踏襲しつつ、近年の社会情勢の変化や本市の地域特性等を踏まえて「目指すべき環境像」を『人と自然が調和するまち甲府 ～循環共生型社会の実現～』と定めて、本市の豊かな自然と調和しながら、本市の地域特性に即した、持続可能な循環共生型社会の実現を目指します。



2 基本目標・施策の体系

(1) 基本目標

本計画では、前計画の対象分野を踏襲しつつ、各種法令や上位計画の改定状況、本市の現状と課題等を踏まえ、目指すべき環境像を実現するため、〔自然共生〕〔快適環境〕〔脱炭素〕〔資源循環〕〔協働〕について5つの基本目標を設定するとともに、各基本目標を達成するための個別目標を設定します。

【自然共生】 基本目標1 自然と共生するまち

【快適環境】 基本目標2 安心して快適に暮らせるまち

【脱炭素】 基本目標3 持続可能な脱炭素社会を目指すまち

【資源循環】 基本目標4 積極的に資源循環を推進するまち

【協働】 基本目標5 地域の未来のために協働するまち



基本目標1 自然と共生するまち

本市では、豊かな自然環境により多様な動植物が生息しているほか、富士川水系の荒川が南北に流れるなど、豊かな水環境を形成しており、自然環境の保全に向けた施策を展開することで、美しい自然や多様な生態系を次世代に引き継ぐため、様々な取組を推進してきました。

今後も、豊かな自然環境や水の循環を守り、生物多様性に配慮した適正な施策を講じることにより貴重な財産である自然を保全していくとともに「地域循環共生圏」の実現に向けて、環境保全とのバランスをとりながら、地域の資源を賢く活用することにも取り組んでいく必要があります。

また、気候変動の影響による自然災害が増加しており、災害に強いまちづくりのために生態系が有する防災・減災機能を積極的に活用する考え方に注目が集まっています。

本計画では、みどり豊かな自然環境の構築や生態系の保全を引き続き推進していくとともに、自然の有効活用や、自然環境のもつ防災・減災機能に着目したレジリエンス（強靱性）の向上にも取り組みます。

個別目標1-1 自然環境の保全

個別目標1-2 多様な生態系の保全

個別目標1-3 自然環境を活用した防災・減災

基本目標2 安心して快適に暮らせるまち

本市では、「甲府市環境保全条例」を始めとする各種法令に基づき、大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害防止や、良好な景観を保全する取組などを推進してきました。

今後も、生活環境の改善に努め、澄んだ空気、清らかな水の循環などの快適な環境や、豊かな自然、美しい景観、歴史的・文化的な資産を将来にわたって持続し、安心して快適に暮らせるまちづくりに向けた取組を推進していく必要があります。

本計画では、良質な大気・水等の保全に加え、快適な生活環境の確保を推進していくとともに、自然、歴史、文化を生かした美しく風格あるまちづくり、景観形成基準などに基づいた街並みや眺望の保全に取り組みます。

個別目標2-1 良質な大気・水等の保全

個別目標2-2 快適な生活環境の確保

基本目標3 持続可能な脱炭素社会を目指すまち

本市では、2012（H24）年3月に「甲府市地球温暖化対策実行計画」を策定し、循環型かつ低炭素型社会の実現に向けて、市民・事業者・市の多様な主体の参加・連携のもと、地球温暖化対策に取り組んできました。

しかし、地球温暖化対策に向けた世界的な危機意識の高まり、SDGsの達成に向けた持続可能な開発目標への貢献、国のカーボンニュートラル宣言等を踏まえて、本市においても低炭素社会から脱炭素社会の実現に向けた取組にシフトし、これまで以上に積極的な施策を展開していくことが必要です。

また、本市においては2021（R3）年2月に山梨県及び県内全市町村とともに2050（R32）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を表明しており、脱炭素化に向けて具体的な取組を推進していくことが必要です。

地球温暖化対策においては、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組である「緩和策」だけでなく、気候変動に伴う自然災害、食料不足、健康被害などの影響を回避・軽減するための対策である「適応策」も計画的に進めることが必要です。

本計画では、脱炭素社会を実現するために、市民・事業者・市が一体となって、再生可能エネルギーの創造（創エネ）や調達、徹底した省エネルギー化（省エネ）等の取組を強力で推進していくことで、地球温暖化を緩和し、その影響に適応する脱炭素のまちづくりを目指します。

個別目標3-1 地球温暖化対策の推進

個別目標3-2 気候変動への適応

基本目標4 積極的に資源循環を推進するまち

本市では、かねてよりミックスペーパーの分別回収や指定ごみ袋制度の導入など、様々な取組を講じることにより、ごみ減量と再資源化を推進するとともに、生ごみ処理機器の購入補助や資源物ステーションの設置、食品ロス削減マッチングサービス「甲府タバスケ」の導入など、循環型社会の構築に向けた施策を積極的に推進してきました。

また、廃棄物排出事業者及び廃棄物処理業者などに対して、適正処理のための指導を行うとともに、不法投棄などの不適正処理事案への対応や資源物などの持ち去り行為防止のための監視パトロールを行うことで、廃棄物の適正処理を推進してきました。

今後は、持続可能な社会の実現やプラスチックごみ問題等の新たな課題に対応するため、従来の大量生産、大量廃棄というリニアエコノミー（線型経済）から、資源を循環させるサーキュラーエコノミー（循環経済）へ移行することが必要です。

本計画では、循環型社会の実現に向けて、限りある資源を繰り返し、効率的に利用することで、廃棄物を最小限に抑え、新しい資源の利用も最小限に抑える資源循環の仕組みづくりを目指すとともに、市内で排出される廃棄物の適正処理に向けた取組をより一層強化します。

個別目標4-1 3R+Renewableの推進

個別目標4-2 廃棄物の適正処理の推進

基本目標5 地域の未来のために協働するまち

本市では、環境教育を推進するため、情報提供や環境学習の機会を拡充し、市民一人ひとりが環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動し、環境対策の活動が活発になるよう取組を推進してきました。

本市の美しく、自然豊かな環境を、将来を担う子どもたちに引き継いでいくために、これまでの環境教育の推進だけでなく、市民や事業者等が地域の未来を担う当事者として、誰もが環境に高い関心を持つことができるよう、未来志向での環境への意識醸成や担い手の育成を図っていくことが必要です。

また、SDGs の考え方を踏襲し、多様な主体とのパートナーシップによる長期的な視点を持った具体的な取組を推進していくことが重要です。

本計画では、市民・事業者・市の多様な主体が担い手となり、連携して環境に関わる普及啓発や環境学習の機会の提供などを行うとともに、幅広いステークホルダーが協働しながら具体的な環境対策に向けた活動を推進します。

個別目標5-1 環境意識の醸成

個別目標5-2 協働による環境活動の推進

(2) 施策の体系

本計画では、「目指すべき環境像」を実現していくために、各個別目標ごとに市として実施していく取組を示した取組方針を設定します。取組方針については、指標に基づく目標値と達成年度を設定し、毎年度点検・評価を受けることとします。

また、本計画を推進するためには、市民・事業者・市の各主体がそれぞれの役割を認識し、自発的に具体的な取組を実践することが必要です。そのため、それぞれの個別目標について、各主体が担うべき役割を設定します。これにより、各主体が協働で取組を推進します。

なお、市は、環境関連施策を立案・実行する行政機関であるとともに、様々な事業活動を行う事業者としての側面も有しているため、一つの事業者として、本計画に定められた環境施策に取り組むとともに、環境に配慮した事務事業を推進します。

(3) 体系図

目指すべき環境像	基本目標	個別目標
「人と自然が調和するまち甲府」 「循環共生型社会の実現」	基本目標 1 自然と共生するまち	個別目標 1 - 1 自然環境の保全
		個別目標 1 - 2 多様な生態系の保全
		個別目標 1 - 3 自然環境を活用した防災・減災
	基本目標 2 安心して快適に暮らせるまち	個別目標 2 - 1 良質な大気・水等の保全
		個別目標 2 - 2 快適な生活環境の確保
	基本目標 3 持続可能な 脱炭素社会を目指すまち	個別目標 3 - 1 地球温暖化対策の推進
		個別目標 3 - 2 気候変動への適応
	基本目標 4 積極的に資源循環を 推進するまち	個別目標 4 - 1 3R+Renewable の推進
		個別目標 4 - 2 廃棄物の適正処理の推進
	基本目標 5 地域の未来のために 協働するまち	個別目標 5 - 1 環境意識の醸成
		個別目標 5 - 2 協働による環境活動の推進

主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化防止につながる森林整備の推進 ● 水源かん養機能等の高い森づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や家庭における緑化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 貴重植物の生態保護 ● 地域の実情に応じた有害鳥獣の駆除 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定外来生物に関する情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然の機能を活用した防災・減災の推進 ● 公園緑地等の防災機能の活用 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染の抑制 ● 公共用水域及び地下水の水質保全 	<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音・振動・悪臭に関する公害発生の抑制 ● 化学物質等の適切な管理と廃棄
<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な景観や自然環境の保全 ● 車道と歩道をフラットな形に整備 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガス排出量の削減 ● 太陽光エネルギーの導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーンエネルギー自動車の普及促進
<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化における適応策の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭系ごみ減量の推進 ● 有価物・資源物の回収の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3R + Renewable の啓発 ● 家庭における食品ロス削減の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄の発生抑制 ● 産業廃棄物処理及び排出事業者への適正処理の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 汚泥の資源・エネルギー利活用の検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域・家庭・学校教育等における環境教育の推進 ● 地域の人材育成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境とのふれあい事業の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体との連携による環境対策の推進 	

第4章 施策の推進

基本目標1 自然と共生するまち

個別目標 1-1 自然環境の保全

■取組方針

本市は、緑に恵まれた環境を有しており、森林が持つ機能（水源かん養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収など）の維持や貴重な自然資源の保全を推進する必要があります。また、水源かん養機能の高い森林の維持や、市街地の浸透性舗装への転換、農用地の保全等により、健全な水循環を維持する必要があります。

地域や家庭など、身近な緑地、公園や森林などの整備を推進するとともに、良好な水循環を実現するために、水道水源地域の保護や雨水浸透、節水、雨水利用の推進等に取り組みます。

農業が営まれている耕地面積は減少傾向にありますが、耕作放棄地は増加傾向にあります。農地には、食料その他農作物の供給機能だけでなく、生物多様性の保全、水源のかん養や良好な景観の形成など、多面的な機能を有しており、維持することは環境保全において重要なことから、農産物の安定的な供給と農地の保全を図るため、各種制度等を活用し、持続可能な農業の実現を目指します。

■数値目標

指標	目標値	達成年度
森林整備の面積	延べ 200ha	2032 年度
市民と協働で管理する公園・緑地等の箇所数	前年度より増加	各年度
花いっぱい緑いっぱい運動での花の苗の配布数	11 万株	各年度
緑化教室の開催回数	5 回	各年度
農振農用地面積	905ha を確保	各年度
認定農業者認定人数	延べ 30 人	2032 年度
水源林植樹の集いにおける整備面積	延べ 3ha	2032 年度
水源林植樹の集いにおける参加者数	延べ 1000 人	2032 年度

■市の取組

取組項目	取組内容
地球温暖化防止につながる森林整備の推進	市有林の適切な管理や民有林の整備促進、森林病虫害の防除、間伐材の有効活用等に取り組みます。

水源かん養機能等の高い森づくりの推進	水源林植樹の集いの開催等により、市民との協働による水源林づくりを実施します。
身近な緑地等の確保及び保全	市民との協働による公園や緑地の保全を推進します。
地域や家庭における緑化の推進	花いっぱい緑いっぱい運動による地域緑化の推進、緑化教室の開催による家庭緑化の推進に取り組みます。
経営耕地面積の維持	農業生産基盤の維持・整備をはじめ、市民農園の整備や各種支援制度の活用などにより、耕作放棄地の増加を抑制し、経営耕地の保全・活用に努めます。
農業の担い手の確保	認定農業者の確保に努めます。
家庭の生け垣緑化の推進及び費用の助成	家庭の生け垣緑化を推進します。
事業所の緑化推進及び費用の助成	敷地面積 1,000 m ² 以上の事業所に対して、敷地面積の5%以上の緑化を推進します。
市保存樹木制度による樹木の指定及び管理費の助成	保存樹木に対して補助金を交付します。
水源水質の検査の実施	河川の水質汚濁検査や地下水の水質汚染調査を実施します。
雨水の地下浸透の検討	歩道の舗装施工時に透水性舗装を活用し、ヒートアイランド対策に寄与します。
公共施設における節水や雨水利用の促進	本庁舎の雨水利用設備を活用して雨水利用を推進します。

■市民・事業者の取組

市民	事業者	取組内容
●		花いっぱい緑いっぱい運動や緑化教室に積極的に参加し、地域の緑化を推進します。
●	●	生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養など、森林が持つ多面的機能を理解し、大切にします。
●	●	ガーデニングや生垣の緑化、緑のカーテンなどにより、身近な緑化に努めます。
●	●	地域の緑化活動に積極的に参加します。
●		水源林植樹の集いに積極的に参加します。
●	●	間伐材を使った建材や商品を積極的に利用します。
●	●	家庭や事業所の敷地、屋上等の緑化に取り組みます。
●	●	森林がもつ機能を理解し、保全に努めます。
●	●	水循環に関心を持ち、節水や雨水利用に努めます。
●	●	雨水浸透マスを設置し、雨水の地下浸透に努めます。
	●	透水性舗装の活用を推進します。
●	●	環境負荷が少なく、生産性の高い農業に取り組みます。
●	●	農産物の地産地消に積極的に取り組みます。

個別目標 1-2 多様な生態系の保全

■取組方針

本市は、山岳、森林資源、河川、湖沼が豊富で、全国的にも有数の多様性に満ちた生物の生息環境を有しています。一方で、地球温暖化の影響や土地利用の変化、外来種の増殖等により、貴重種の減少や一定の種に偏った増殖など、生態系のバランスが損なわれることが危惧されているため、貴重な動植物の実態を把握するとともに、多様な生物が生息できる環境の創出に取り組みます。

■数値目標

指標	目標値	達成年度
貴重植物の種数	現状維持（2種）	各年度

■市の取組

取組項目	取組内容
貴重植物の生態保護	貴重植物が生息するエリアにおける環境整備や維持管理を実施します。
特定外来生物に関する情報発信	特定外来生物の拡大、生態系への影響などを防ぐため、情報発信を実施します。
水源かん養機能等の高い森づくりの推進（再掲）	水源林植樹の集いの開催等により、市民との協働による水源林づくりを実施します。
地域の実情に応じた有害鳥獣の駆除	鳥獣の適正な個体数調整を図るため、有害鳥獣の管理捕獲を実施します。

■市民・事業者の取組

市民	事業者	取組内容
●		身近な動植物に興味関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
●	●	森や水辺の自然環境保全活動に積極的に参加します。
	●	事業活動の中で生物多様性を保全する取組に努めます。
●	●	有害鳥獣の駆除や貴重な動植物の実態調査に協力します。
●	●	貴重植物の生態保護に協力します。
●	●	外来種被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」を徹底します。

個別目標 1-3 自然環境を活用した防災・減災

■取組方針

私たちは豊かな恵みと災害という両面性を持ち合わせている自然と共に生きています。近年、気候変動の影響による自然災害が増加しており、生態系が有する防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを低減させる「Eco-DRR」という考え方が注目されています。また、自然が持つ多様な機能をまちづくりに活用する「グリーンインフラ」にも注目が集まっており、自然豊かな空間の形成と防災・減災機能を両立する取組が必要です。

■数値目標

指標	目標値	達成年度
自然が持つ多様な機能を活かしたまちづくり	自然環境の持つ防災機能の活用	—

■市の取組

取組項目	取組内容
自然の機能を活用した防災・減災の推進	水源林植樹の集いの開催等により、市民との協働による水源林づくりを実施します。(再掲)
公園緑地等の公共空地の活用	災害時における一時的な避難地として、指定した公園緑地等の公共空地を活用します。

■市民・事業者の取組

市民	事業者	取組内容
●		水源林植樹の集いに積極的に参加します。(再掲)
●	●	都市緑化や緑地整備の維持管理に協力します。
●	●	家庭や事業所の敷地、屋上等の緑化に取り組みます。(再掲)
●	●	自然災害に関する情報を積極的に収集し、災害発生時には適切に行動します。

基本目標2 安心して快適に暮らせるまち

個別目標2-1 良質な大気・水等の保全

■取組方針

大気、水質などは全ての生物の生存基盤であるとともに、私たち市民が快適な生活をおくる礎です。本市における環境基準は概ね達成されているため、引き続き保全していく必要があります。

今後も環境基準の達成状況を維持していくためには、市民（環境への配慮）、事業者（法令・規制の順守、自主的な取組）、市（法令・規制に基づく指導）が、それぞれの役割に応じた取組を実施することが必要です。

現在の環境を維持するために、大気汚染や水質汚濁の防止に向けた指導や生活排水対策、また、土壌汚染や地下水汚染の発生防止や騒音対策、化学物質の発生源となる工場・事業所等への指導などを実施します。

■数値目標

指標	目標値	達成年度
生活排水処理率	達成率 98.8%	2030年度

■市の取組

取組項目	取組内容
大気汚染の抑制	事業者に対する排出基準遵守等の指導を実施します。
建築物解体時における石綿（アスベスト）の飛散防止	アスベスト飛散のおそれがある解体現場への立入検査を実施し、飛散防止に関わる確認、指導を実施します。
公共用水域及び地下水の水質保全	特定事業場等への立入検査時等に排水・有害物質の適正管理について指導を実施します。
生活排水対策の推進	公共下水道の整備による水洗化の促進や浄化槽立入検査等による維持管理指導を実施します。
水質事故の発生時における国・県等との連携	水質事故の発生時、国・県等の関係機関と情報を共有するとともに、協力し対応を図ります。
土壌汚染による影響防止	事業者への土壌汚染対策の指導を実施します。
騒音・振動・悪臭に関する公害発生の抑制	事業場等に対し、騒音・振動・悪臭に関わる基準遵守等の指導を実施します。
化学物質等の適切な管理と廃棄	水質検査に伴い発生する試験廃液等の適正処分等を実施します。
ダイオキシン類の発生抑制	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業場への立入検査・指導等を実施します。

■市民・事業者の取組

市民	事業者	取組内容
●	●	自動車を運転する際は、エコドライブを心がけます。
●	●	自動車を買換える際は、クリーンエネルギー自動車の購入に努めます。
	●	燃料の良質化や適切な施設の維持管理等を実施し、大気汚染に関わる排出基準を遵守します。
	●	建築物解体等における石綿(アスベスト)の飛散防止を徹底します。
●		自然に分解されやすい洗剤を使用し、食器の油汚れは拭き取ってから洗うなど、水質汚濁の防止に努めます。
●	●	川にごみや油を流さないようにします。
●	●	浄化槽の適正な維持管理を行います。
	●	排水施設の維持管理等を実施し、排出基準を遵守します。
●	●	市が実施する地下水の水質調査に協力します。
●	●	騒音や悪臭などにより、近隣に迷惑をかけないように努めます。
	●	大気・水質・騒音等に関わる規制を遵守します。
●	●	化学物質等による環境リスクについて、研修やシンポジウムなどに参加して正しい知識を学びます。
	●	化学物質の排出を減らすよう努力します。

個別目標 2-2 快適な生活環境の確保

■取組方針

良好な景観は、地域の個性や特色を分かりやすく特徴づけるものであり、潤いある魅力的で豊かな生活環境を確保し、暮らしやすさ、生活のしやすさにも繋がります。

本市には市内各地域に特徴的な景観が存在しており、国の史跡に指定されている武田氏館跡をはじめ、多くの史跡や文化財等の歴史的空間や天然記念物等の自然資源を有していることから、歴史的・伝統的文化を次世代に継承しつつ、景観の保全と快適な生活環境の確保を図っていくことが必要です。

「甲府市景観形成基本計画」に基づいて、本市の特徴ある歴史的な景観の保全や地域美の推進に努めるとともに、甲府市景観条例等に基づく指導を実施します。

また、雑草の繁茂などにより周囲の環境に影響を及ぼす空き地等の所有者に対し、雑草等の除去を指導するなど、適切な管理を促進します。

■数値目標

指標	目標値	達成年度
武田氏館跡周辺における延べ整備済み面積	前年度より増加 (ha)	各年度
規制等への違反件数	前年度より減少 (件)	各年度

■市の取組

取組項目	取組内容
良好な景観の保全	「甲府市景観計画」や甲府市景観条例等に基づく良好な景観形成の促進や、開発行為・屋外広告物等の適正化を図ります。
武田氏館跡整備事業の推進	武田氏館跡周辺における環境整備や維持管理を行います。
動物の適正飼養の推進	適正飼養看板の設置や広報誌・チラシ配布等による適正飼養の啓発を行います。
車道と歩道をフラットな形に整備	車道と歩道をフラットな形に道路改良を行い、歩行者の安全性や快適性を高めます。
バリアフリーのためのインフラ整備	視覚障がい者誘導用ブロックの整備により、視覚障がい者の利便性の向上を図ります。
空き地等の適正管理の推進	空き地等の適正管理に向け、広報誌・チラシ配布等による啓発を行います。

■市民・事業者の取組

市民	事業者	取組内容
●	●	景観を守ることの大切さを学びます。
●	●	良好な景観を阻害するような掲示物や建築物などは設置しません。
●	●	ごみやたばこのポイ捨てはしません。
	●	法令や条例、地区計画等で定められた基準を遵守し、必要な届出を必ず行います。
●	●	空き地等の適正管理に努めます。
●		犬猫等の適正飼養に努めます。

基本目標3 持続可能な脱炭素社会を目指すまち

個別目標3-1 地球温暖化対策の推進

■取組方針

近年、気候変動の影響により世界的に猛暑や豪雨災害などによる甚大な被害が発生しています。地球温暖化を防止するためには温室効果ガスの排出を抑制することが必要だと科学的に示されており、温室効果ガスを削減するために、より一層効果的な取組が求められています。

国では2050（R32）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを目指し、中間目標として2030（R12）年度に温室効果ガスを2013（H25）年度比で46%削減することを表明しています。本市においても2021（R3）年2月に2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を山梨県及び県内全市町村と共同で表明し、温室効果ガス削減に向けた取組を進めています。

温室効果ガス排出量の削減に向けて、「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、恵まれた日照時間による再生可能エネルギーの地産地消、水素エネルギーの利活用、豊かな自然による二酸化炭素吸収源の確保など、本市の特性を生かした取組を推進し、クリーンエネルギーの普及促進による未来に向けた環境都市を様々な主体が一丸となって創造していくことを目指します。

■数値目標

指標	目標値	達成年度
温室効果ガス排出量	2013（H25）年度比 46%削減	2030年度

■市の取組

取組項目	取組内容
太陽光エネルギーの導入促進	太陽光発電システムの普及啓発や導入促進を実施します。
小水力発電所による発電	山宮町地内に設置している小水力発電所の発電を継続します。
上下水道施設における再生可能エネルギー利活用検討	上下水道施設における再生可能エネルギーの利活用について検討します。
住宅・機器による省エネの推進	省エネ住宅や建築物の新築・改修、省エネ機器等の普及促進を実施します。
公共施設における省エネの推進	公共施設における省エネを推進します。
省エネ行動の普及啓発	広報や温暖化対策情報サイト「こうふの eco」、地球温暖化対策ガイドブック等で省エネ行動の普及啓発を図ります。
甲府市環境コミュニティの活性化	温暖化対策情報サイト「こうふの eco」における市民参加の企画の活性化を図ります。
公共交通機関の利用促進	分かりやすい公共交通情報の提供や公共交通に対する地域主体の取組の支援等を実施します。
クリーンエネルギー自動車の普及促進	クリーンエネルギー自動車の普及のため、情報提供、導入促進及び急速充電器・普通充電器の整備を推進します。
エコドライブの推進	講習会の開催等によるエコドライブの普及啓発、情報提供等を実施します。
エコ通勤・エコ通学等の推進	電動アシスト自転車や電動バイクの普及促進、エコ通勤優良事業所認証制度の活用及び、こうふエコ通勤デー参加協力事業者の確保を図ります。
ウォーカブルなまちづくりの推進	まちなかエリアにおいて、滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）を設定し、官民連携により「居心地が良く歩きたくなる」ひと中心のまちづくりを推進します。
リニア駅前における「近未来社会をけん引する先導的エリア」づくり	リニア駅前の本市がまちづくりを担当するエリアにおいて、近未来社会をけん引する先導的エリアを形成すべく、水素エネルギーや持続可能エネルギーなど次世代エネルギーを積極的に導入するとともに、緑豊かなまちづくりを推進することで、カーボンニュートラルの実現や、本県の新産業育成に取り組みます。

■市民・事業者の取組

市民	事業者	取組内容
●	●	太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備や水素エネルギーを積極的に導入します。
●	●	再生可能エネルギー由来の電気を積極的に利用します。
●		生活における消費エネルギーを把握して省エネ行動を実践します。
●		省エネ住宅の新築・改築や高効率給湯器の設置に努めます。
	●	建物を新築・改築する際には省エネルギー化に努めます。
	●	ビルエネルギー管理システム (BEMS) 等によるエネルギー消費の削減に努めます。
●	●	機器を買い換える際には、省エネルギー機器の購入に努めます。
●	●	外出するときには、自家用車・社用車の利用を減らし、電車、バス等の公共交通機関を可能な限り利用します。
	●	「エコ通勤優良事業所」への認証・登録を目指して、従業員の通勤における自家用車の利用を減らすよう努め、電車、バス等の公共交通機関を可能な限り利用します。
●	●	自動車を運転する際は、エコドライブを実践します。(再掲)
●	●	自動車を買換える際は、クリーンエネルギー自動車の購入に努めます。(再掲)
	●	電気自動車用の充電設備の導入、普及に努めます。
●	●	イベントやシンポジウムなどに参加して、地球温暖化対策の知識や意義について学びます。
●	●	室温を夏は28℃、冬は20℃を目安に冷暖房を使用します。
●	●	緑のカーテン、すだれなどで日差しを遮り、室内温度の上昇を抑えることで、冷房の使用を控えます。
●		近所へ出かける際は、徒歩や自転車を利用するようにします。
●	●	季節に合わせ、クールビズやウォームビズを実施します。

個別目標 3-2 気候変動への適応

■取組方針

地球温暖化対策には再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策による温室効果ガスの排出抑制や、森林等の吸収源を強化する「緩和策」があります。

しかし、世界の気温は前例のない速度で上昇しており、今後も気温上昇や降水量の変化、海面上昇などが生じる可能性があり、それに伴う自然災害、食料不足、健康被害など、さまざまな影響が生じることが予想されているため、これらに適応するための「適応策」も計画的に進める必要があります。

気候変動による影響を検証し、健康被害の予防や自然災害への対策などを庁内関係部局と連携して推進します。また、気候変動による影響の緊急性を周知し「適応策」の普及啓発に取り組みます。

■数値目標

指標	目標値	達成年度
「甲府市地球温暖化対策実行計画」における適応策の実施	適応策の積極的な推進	—

■市の取組

取組項目	取組内容
地球温暖化における適応策の推進	「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化における各分野の適応策を推進します。

■市民・事業者の取組

市民	事業者	取組内容
●	●	気候変動の原因や影響について積極的に学び、理解し、行動します。
●	●	熱中症を予防するためクールシェアスポットの利用や緑のカーテンの設置、マイボトルの持参等の対策を行います。
●	●	日々の生活において、雨水利用など節水に努め、水資源の保全に努めます
●	●	ハザードマップを確認し、災害発生時の避難場所、避難経路などを確認します。
●	●	災害に関する情報を積極的に収集し、災害発生時には適切に行動します。(再掲)
●	●	感染症の予防や対策に取り組みます。
●	●	災害に備え、防災グッズや食料等の備蓄を行います。

基本目標4 積極的に資源循環を推進するまち

個別目標4-1 3R+Renewableの推進

■取組方針

本市では、国が推進する「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」の中でも最も重要であるリデュース（発生抑制）に重きを置き、ごみの発生抑制を推進しています。

また、近年は廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出やプラスチックごみによる海洋汚染等が新たな問題となっており、プラスチックごみの発生抑制や、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の取組だけでなく、原料を再生材や再生可能な資源（バイオマスプラスチック等）へ切り替える（リニューアブル）取組も推進していく必要があります。

「甲府市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量や再資源化等を推進していくとともに、資源の有効利用やさらなる分別の徹底、食品ロス削減、プラスチックスマート等の取組を一層推進し、地球環境にやさしい循環型社会の構築を目指します。

■数値目標

指標	目標値	達成年度
市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	500.8g以下/人・日	2030年度
資源化率（リサイクル率）	23%以上	2030年度
ごみへらし隊による活動回数	100回	各年度
事業系一般廃棄物の排出量	20,307t/年	2030年度

■市の取組

取組項目	取組内容
家庭系ごみの減量の推進	生ごみ処理器の購入補助を始め、EMボカシ、新聞コンポスト、キエーロの普及促進により、生ごみの減量を推進します。
有価物・資源物の回収の推進	ミックスペーパー分別の徹底や容器包装廃棄物（アルミ缶・スチール缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装など）の分別回収等により、有価物・資源物の回収量増加を図ります。
3R+Renewable啓発の推進	発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）を啓発するとともに、再生可能な資源への切り替え（リニューアブル）や積極的利用を推進します。
事業系廃棄物の排出削減	多量排出事業者から事業系一般廃棄物減量化等計画書及び実績書の提出を受け、減量、分別の指導を実施します。

食品ロス削減マッチングサービスの利用促進	食品ロス削減マッチングサービス「甲府タバスケ」の利用店舗及び利用者の増加を推進します。
家庭における食品ロス削減の推進	家庭での食品ロス削減に向けて普及啓発等を実施します。

■市民・事業者の取組

市民	事業者	取組内容
●	●	生ごみやプラスチックごみの減量に努めます。
●	●	食品ロスの削減に協力します。
	●	事業活動に伴い発生する廃棄物の削減に努めます。
●	●	マイバッグの持参や詰め替え可能な商品を購入するように努めます。
●	●	食品廃棄物のたい肥化・飼料化に努めます。
	●	廃棄する際に分別しやすい商品の開発に努めます。
●		廃食油の回収に協力します。
●	●	有価物や資源物をはじめ、プラスチック製容器包装やミックスペーパーの分別を徹底します。
●	●	資源の再利用や再資源化に協力します。
●	●	エコマーク商品など、環境にやさしい商品の購入に努めます。

個別目標 4-2 廃棄物の適正処理の推進

■取組方針

廃棄物処理法では、事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことが排出事業者の責務として定められています。そのため、産業廃棄物の排出事業者は産業廃棄物が最終処分されるまで責任をもって処理状況を確認しなければなりません。排出事業者から委託を受けて処理を行っている産業廃棄物処理業者では、運搬収集から処分まで、適正に処理を行う必要があります。

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して指導・監視を目的とした訪問検査を実施し、適切で効率的な廃棄物処理を推進します。

また、家電や粗大ごみ、資源物等の適正処理を推進していくためには、不法投棄や持ち去り行為を抑制するための対策を実施していく必要があります。巡回・監視パトロールを強化するなど、未然防止や発生抑制に向けた対策を実施します。

■数値目標

指標	目標値	達成年度
産業廃棄物の適正処理を推進するための事業者等への訪問検査件数	50回	各年度
持ち去り巡回・パトロール日数	127日	各年度

■市の取組

取組項目	取組内容
不法投棄の発生抑制	不法投棄監視パトロールの実施や中北地域廃棄物対策連絡協議会との連携強化等の不法投棄対策を実施します。
資源物等の持ち去り行為の抑制	巡回・監視パトロールの実施や有価物の買い取り業者との連携を強化することで、資源物等の持ち去り対策を実施します。
産業廃棄物排出事業者への指導	排出事業者責任に基づき、法律等における保管・収集運搬・処分・委託基準を徹底し、産業廃棄物の適正処理を推進するため、事業者に対して指導・助言等を行います。
産業廃棄物処理業者等への指導	処理業者や処理施設設置者への検査を実施し、廃棄物の処理基準や処理施設の維持管理方法など、事業者に対し指導・助言等を行います。
汚泥の資源・エネルギー利活用の検討	処理過程で発生する汚泥を資源やエネルギーとして有効に利活用することを検討します。

■市民・事業者の取組

市民	事業者	取組内容
●	●	不法投棄は絶対にしません。
●	●	不要となった家電などは、法で定められた手続きに従って適切に処分します。
●	●	不法投棄を発見した際には、直ちに市に報告します。
●	●	資源物等の持ち去りは絶対にしません。
●	●	資源物等の持ち去りを発見した場合には、直ちに市に報告します。
	●	持ち去り行為者からの買い取りは絶対にしません。また、市に情報提供します。
	●	廃棄物の排出を抑制するとともに、分別や排出に関する情報収集を行い、適切な廃棄に努めます。
	●	産業廃棄物の処理を適正に行います。

基本目標5 地域の未来のために協働するまち

個別目標5-1 環境意識の醸成

■取組方針

地域全体で環境保全を推進していくためには、市民一人ひとりや事業者が率先して環境保全に関心を持ち、積極的に活動を進めていくことが重要です。そのためには、未来を担う子ども達が環境に関する興味や関心を高め、自ら学習を進め、環境保全に積極的に関わる環境教育や地域で環境保全活動を率先して行うリーダー的役割を担う人材の育成を推進していく必要があります。また、地球温暖化対策の推進には、脱炭素に対する市民や事業者等の意識改革や行動変容を促していくことが重要です。

今後も地域や家庭における環境教育や主体的な役割を果たす人材育成に取り組むとともに、市民一人ひとりが環境教育に参加できる機会の提供や地域特性を生かした幅広いプログラムの検討、大学等と連携した高度な環境教育の推進等に取り組むなど、環境教育の充実を図ります。

■数値目標

指標	目標値	達成年度
地球温暖化防止活動に取り組む人材の育成数	延べ100人	2030年度
水道水源地クリーン作戦への参加者数	150人	各年度

■市の取組

取組項目	取組内容
地域・家庭・学校教育等における環境教育の推進	出前講座や市民向けセミナーの開催等により環境問題に関する情報提供の機会を創出します。
地域の人材育成の推進	地球温暖化対策に関する知識を持ち、各主体と連携して地球温暖化防止活動に取り組む人材を育成し、地域における活動を推進します。
自然環境とのふれあい事業の推進	市民、市職員、関係団体が参加する水道水源地クリーン作戦を実施します。
親子による水源環境の意識向上	水辺に集まる野鳥や水生生物の観察を行う親子水源観察会の実施を通して、自然保護の大切さや環境保全についての意識向上の醸成を図ります。
農業を活用した環境教育の推進	農業体験学習等による農業を活用した環境教育を推進します。

■市民・事業者の取組

市民	事業者	取組内容
●		環境啓発イベントに積極的に参加して、環境保全や地球温暖化対策について幅広く学びます。
●	●	市が開催する環境保全や地球温暖化対策に関する講座に積極的に参加します。
	●	ISO14001 や中小企業向け EMS など環境マネジメントシステムを積極的に導入します。

個別目標 5-2 協働による環境活動の推進

■取組方針

昨今の環境問題は、自然や環境の保全だけではなく、ゼロカーボンシティの実現や限りある資源の有効活用など、多岐に渡ります。このため、事業者（産）、大学・研究機関（学）、行政（官）、市民（民）のあらゆる主体が環境問題に関心を持ち、それぞれの強みや特性を發揮しながら協働して環境対策の取組を推進していくことが重要です。

今後は産学官など多様な主体とのパートナーシップの下で取組を推進する場を整備するとともに、脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて、市民・事業者・NPO・大学・行政など、多様な主体の協働による環境対策に向けた取組を推進します。

また、山梨県や「やまなし県央連携中枢都市圏」の市町と連携しながら、広域的な取組を推進することで環境分野における共通課題の解決を目指します。

■数値目標

指標	目標値	達成年度
多様な主体の協働・連携による企画・事業の実施	5件	各年度

■市の取組

取組項目	取組内容
事業者、NPO等との協働による環境教育プログラムの作成、実施等	大学やNPO法人等との協働による幼稚園・保育所・小学校等での環境教育活動の実施や、事業者、NPO等との協働による環境教育プログラムを推進します。
多様な主体との連携による環境対策の推進	産・学・官・民と協働して「SDGs」や「ゼロカーボン」の啓発活動を実施するとともに、やまなし県央連携中枢都市圏の市町と連携し、広域的なゼロカーボンシティの実現を目指します。

■市民・事業者の取組

市民	事業者	取組内容
●	●	地域で開催される環境分野や脱炭素関連のセミナー等に参加して、環境対策の知識や重要性について学びます。
●	●	大学やNPO等と連携し、環境教育活動や環境教育プログラムを推進します。
	●	環境保全に関する協議会に積極的に参加し、取組に努めます。
●	●	大学やNPO法人等と協働し、循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた活動を積極的に実施・参加します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市がそれぞれの役割を踏まえ、自主的に取組を推進するとともに、相互に連携・協力していくことで、計画に掲げた目標の実現を目指します。

○甲府市環境審議会

条例に基づき、環境の保全及び創造に関する事項について調査・審議する機関として設置されており、市民及び各種団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

審議会では本計画の施策の進捗状況、達成状況等を確認し、客観的な視点から審議します。

○地球環境問題庁内連絡会議

本計画に掲げた施策の効果的、効率的な推進及び調整を図るため、庁内の横断的な組織として設置された機関であり、庁内各部局で推進する施策の進捗状況、達成状況を確認し、分野横断的な施策における課題の共有や連絡調整などを行います。

○市民・事業者

本計画の推進には、市民・事業者など、多様な主体の協力、連携が必要不可欠であるため、地球温暖化問題や海洋汚染問題を始めとする環境問題の実態、リサイクルや分別などの資源循環など、環境に関する情報提供、普及啓発を行うことで、環境に対する意識の醸成を図り、環境に配慮した行動を行います。

2 計画の進行管理

(1) 年次報告

本計画における施策の進捗状況は、条例第9条に基づき、点検・評価を毎年度行うとともに、その結果を「年次報告書」としてまとめ、公表します。

(2) マネジメントシステム（PDCA サイクル）の運用

本計画は、取組を着実に推進していくために、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方に基づき、進行管理を行うとともに継続的な改善を図ります。また、市民・事業者・市などすべての主体のパートナーシップによって計画を推進し、環境マネジメントシステムに基づく進行管理が適切に行うことができる仕組みを構築します。

①Plan（計画）

市民・事業者・市などすべての主体は、本計画に沿ってその責務や役割に応じた取組を決定します。

②Do（実行）

市は、計画に基づき施策を推進するとともに、取組の啓発、情報の提供などを行い、市民・事業者等の取組を支援します。各主体は、それぞれの取組を、自主的、積極的に、パートナーシップのもとに実行します。

③Check（点検・評価）

市は、どのような取組が行われ、どのような成果があったかなどを毎年とりまとめ、年次報告書を作成し、公表します。

また、環境審議会のほか、市民・事業者等からの意見や提言を踏まえ、本計画の目標の達成状況や取組の点検・評価を行います。

④Action（見直し）

点検・評価の結果に基づき、次年度の取組をより適切に行えるように、取組を見直します。

3 数値目標による評価

(1) 評価の基本的考え方

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの PDCA サイクルの考え方に基づき、定量的または定性的に評価を実施します。



(2) 取組方針の評価

取組方針については、指標及び目標値を設定し、これを毎年度評価します。なお、評価は設定した指標の目標値に対する進捗状況により、定量的に評価し、数値目標が設定困難な取組方針については、取組状況等に基づき定性的に評価します。

(3) 指標及び目標値の選定

指標及び目標値は、できる限り毎年度の数値更新が可能なものを選定します。

また、新たに設定又は変更した指標及び目標値の有無については、毎年度調査し、必要に応じて、指標及び目標値の見直しを行うこととします。

なお、年度ごとの設定値がない場合には、現況値と目標値の差を目標年度までの期間で除した数値を当該年度における目標値とします。

(4) 年度ごとの評価

指標及び目標値に対する年度ごとの評価（長期的な評価）は、その達成状況の程度によって評価を行います。

なお、年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている場合には、目標値の見直しなどが必要と評価します。

(5) 具体的な取組の評価

具体的な取組については、各年度における取組状況等をできる限り詳細に報告し、次年度の取組内容等に反映することとします。